

青森県報

第三千九百十号

平成二十六年
十月二十日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
青森県ひとり親世帯等実態調査の実施	(こども課)	六

告 示

示

青森県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定期間
			名称	所在地	
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田二町五丁目二の二	居宅療養管理指導	津軽保健生活協同組合健康黒石診療所	黒石市ちとせ三丁目六	平成 二六・九一
有限会社サン・シヨウ	青森市大字筒井八ツ橋一三八二の一六	"	サン調剤薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二三九の三	"
中野企画株式会社	上北郡東北町大字大浦字西淋代二二	通所介護	レッツ倶楽部三沢堀口	三沢市大字三沢字堀口一七の二五二	二六・六一
社会福祉法人新生会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	訪問介護	上北療護園ヘルパーセンター	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の一九	二六・七九
有限会社サン・ケア	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	居宅療養管理指導	サンケア南部薬局	三戸郡南部町大字下名久井八字白山八七の八	二六・八三
医療法人孝信会	三戸郡田子町大字田子字八上野ノ下字九八の七	短期入所療養介護	シヨウトステイぶくはら	三戸郡田子町大字田子字八上野ノ下字九八の七	二六・八一

青森県告示第七百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した
で、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	所在地	指定年月日
医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	須藤病院地域連携室	平成二六・七一

青森県告示第七百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定年月日
有限会社サン・ケア	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	弘前市大字田二町五丁目二の二	介護予防 居宅療養 管理指導	津軽保健生活協同組合 黒石診療所	黒石市ちとせ三丁目六	平成二六・七一
有限会社サン・ケア	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	弘前市大字田二町五丁目二の二	介護予防 居宅療養 管理指導	津軽保健生活協同組合 黒石診療所	黒石市ちとせ三丁目六	平成二六・七一
有限会社サン・ケア	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	弘前市大字田二町五丁目二の二	介護予防 居宅療養 管理指導	津軽保健生活協同組合 黒石診療所	黒石市ちとせ三丁目六	平成二六・七一

中野企画株式会社	上北郡東北町大字大浦字西 林代二二	介護予防 通所介護	レッツ倶楽部 三沢堀口	三沢市大字三 沢堀口一七 の二五二	平成二六・六一
----------	----------------------	--------------	----------------	-------------------------	---------

医療法人弘愛会	弘前市大字宮 四三丁目一	訪問介護 介護予防	ケアステーション ふれあい 藤崎	南津軽郡藤崎 町大字藤崎一 字二二の二	平成二六・六一
---------	-----------------	--------------	------------------------	---------------------------	---------

社会福祉法人 新生会	上北郡東北町 大字大浦字境 ノ沢六の一	介護予防 居宅療養 管理指導	上北療護園 ルバーセンタ ール	上北郡東北町 大字大浦字境 ノ沢四の九	平成二六・七九
---------------	---------------------------	----------------------	-----------------------	---------------------------	---------

青森県告示第七百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用
する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の
所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第一号の規定により告
示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	変更年月日
変更前	株式会社 あつら	青森市大字 幸畑二丁目 六の一〇	訪問介護	ヘルパー センター のシ	弘前市大字 中野一丁目 七の五	平成二六・六一
変更後	株式会社 あつら	青森市大字 幸畑二丁目 六の一〇	訪問介護	ヘルパー センター のシ	弘前市大字 中野一丁目 七の五	平成二六・六一

変更後	変更前
株式会社 ブライナ	南津軽郡藤 崎町大字矢 一五五の二
福祉用具 貸与	
たんぼぼ	
弘前市大字 宮川三丁目 一七の三 オフイスJ H D B号	弘前市大字 堅田五丁目 一五の二八
二六・六二四	

青森県告示第七百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
社会福祉法 人伸康会	株式会社あ うら	名称 名称 名称
弘前市大字独 狐字石田一二 一の二	青森市大字幸 畑二丁目六の 一〇	主たる事務所 の所在地
居宅介護支 援事業所平 成の家	居宅介護支 援センター みのり	名称
弘前市大字石 四丁目一三の七	弘前市大字中 野一丁目七の五	所在地
二五・二二〇	平成 二六・六一	変更 年月日

青森県告示第七百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社ブ ライナ	南津軽郡藤 崎町大字矢 一五五の二	名称 名称 名称
特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	主たる事務所 の所在地
たんぼぼ		名称
弘前市大字宮 川三丁目一七 の三オフイス J H D B号	弘前市大字堅 田五丁目一五 の二八	所在地
二六・六二四	平成	変更 年月日

青森県告示第七百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	介護予防事業者	介護予防防 護事業の種類	介護予防事業所	変更 年月日
名称	主たる事務所 の所在地	名称	所在地	

青森県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
有限会社 ブライナ	有限会社 ブライナ	名 称	特定介護予防福祉用具 販売事業所
南津軽郡藤崎 町大字矢沢字 二福富一五五の	南津軽郡藤崎 町大字矢沢字 二福富一五五の	主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具 販売事業所
たんぼぼ	たんぼぼ	名 称	特定介護予防福祉用具 販売事業所
弘前市大字宮川 三丁目一七の 三オフェイ D B号	弘前市大字堅田 五丁目一五の二 八	所 在 地	特定介護予防福祉用具 販売事業所
平成 二六・六二四		変 更 年 月 日	

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 あうら	株式会社 あうら	青森市大字 幸畑二丁目 六の一〇	青森市大字 幸畑二丁目 六の一〇
津軽保健生活 協同組合	津軽保健生活 協同組合	訪問看護 訪問介護	訪問看護 訪問介護
たんぼぼ	たんぼぼ	ヘルパー インシ ョンみ のり	ヘルパー インシ ョンみ のり
弘前市大字 宮川三丁目 一七の三 オフェイ D B号	弘前市大字 堅田五丁目 一五の二 八	弘前市大字 大原二丁目 一〇の一	弘前市大字 中野一丁目 七の五
平成 二六・六二四		平成 二六・六一	

青森県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所 の所在地	居宅介護 事業の種類
津軽保健生活 協同組合	弘前市大字田 二町五丁目二の	訪問看護
日本健康開発 株式会社	弘前市大字八 幡町三丁目一	訪問介護
株式会社町田 アンド町田商 会	弘前市大字境 の関字西田二八	居宅療養 管理指導
津軽保健生活 協同組合	弘前市大字と せ一丁目七	訪問看護
つがる西北五 広域連合	五所川原市字 岩木町一二	訪問看護
有限会社のぞ みケアセンタ ー	三沢市大町二 五丁目一三の四	訪問看護
名 称	居宅介護事業所	
津軽保健生活 協同組合訪問 看護ステーション ふじしる	弘前市大字藤 代二丁目一二	平成 二六・七三
ひなた松原	弘前市大字松 原東三丁目二	二六・九三
サカ工業局三 条	八戸市大字尻 内町字鴨ヶ池 一六の一	二六・六三
津軽保健生活 協同組合健生 訪問看護ステ ーションとせ	黒石市ちとせ 三丁目七	二六・七三
つがる西北五 広域連合西北 中央病院	五所川原市字 布屋町四一	二六・三三
のぞみ訪問看 護ステーション のぞみヘルパ ー	三沢市大町二 五丁目一三の四	二六・六三
年月止		

つがる西北五 広域連合	五所川原市字 岩木町一二	訪問看護	つがる西北五 広域連合つが る成人病セン ター	つがる市木造 末広四三の三	二六・二六
有限会社のぞ みケアセンタ 五	三沢市大町二 丁目一三の四	通所介護	デイサービス のセンターほ の	上北郡六戸町 小松ケ丘四丁 七七七の七八	二六・六三

青森県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	廃止年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
有限会社のぞみ ケアセンタ	のぞみ居宅介護 支援事業所	平成 二六・六三
三沢市大町二 丁目一三の四五	三沢市大町二 丁目一三の四五	

青森県告示第七百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者			介護予防事業所		
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田二丁目二の二	訪問看護	津軽保健生活協同組合訪問看護ステーション	弘前市大字藤代二丁目二	平成二六・七三
日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一	訪問介護	ひなた松原	弘前市大字松原一丁目二	二六・九三
株式会社町田商会	弘前市大字境の関字西田二八	介護予防管理指導	サカ工業局三条	八戸市大字尻内町字鴨ケ池一六の一	二六・六三
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田二丁目二の二	訪問看護	津軽保健生活協同組合健康ステーション	黒石市ちとせ三丁目七	二六・七三
つがる西北五広域連合	五所川原市字岩木町一二	"	つがる西北五広域連合中央病院	五所川原市字布屋町四一	二六・三三
"	"	"	のぞみヘルパーステーション	三沢市大町二丁目一三の四	二六・六三
有限会社のぞみケアセンタ	三沢市大町二丁目一三の四五	訪問介護	"	"	"
つがる西北五広域連合	五所川原市字岩木町一二	訪問看護	つがる西北五広域連合つがる成人病センター	つがる市木造末広四三の三	二六・二六
有限会社のぞみケアセンタ	三沢市大町二丁目一三の四五	通所介護	デイサービスほのセンター	上北郡六戸町小松ケ丘四丁目七七七の七八	二六・六三

青森県告示第七百五十四号

青森県ひとり親世帯等実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県内における母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦（以下「ひとり親世帯等」という。）の生活実態及び福祉需要を把握し、その福祉を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に居住するひとり親世帯等

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 世帯の状況
- (二) 調査対象者の状況
- (三) 子どもの状況
- (四) 福祉制度の利用状況

2 報告を求める基準となる期日は、平成二十六年十一月一日とする。

四 報告を求める者

青森県内のひとり親世帯等のうちから別に定める方法により抽出した者とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

平成二十六年十一月一日から同月三十日までとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭